_■第1草 名孙およひ所任地		2015.2.2
改正前	改正後	改正点
第1条 本会は大田区立嶺町小学校PTAと称し、事務局を大田区立嶺町小学校(以下「嶺町小学校」という。)におく。	本会は大田区立嶺町小学校 <mark>保護者と先生による楽しむ学校応援団(以下PTO:Parent</mark> 第1条 <mark>Teacher Organization)と称し、事務局を大田区立嶺町小学校(以下「嶺町小学校」という。)におく。</mark>	名称変更

■第2章 目 的

改正前	改正後	改正点
本会は、嶺町小学校、家庭、地域と協力して、児童の健全な成長と児童 第2条 福祉の充実につとめ、会員の教養の向上と相互の親睦をはかることを目 的とする。	第2条 本会は、嶺町小学校、家庭、地域と協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実につとめることを目的とする	青字部分削除

■第4章 活動

改正前	改正後	改正点
	本会の活動は、原則として総会や運営委員会で協議決定された事項に基づき、会員からボラ	
	第5条 ンティアを募って実施する。	追加
	すべてのボランティア活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。	

■第5章 会 員

改正前	改正後	改正点
第5条 本会の会員は、嶺町小学校に在籍する児童の保護者および常勤の教職員(以下「教職員」という)とする。	1. 本会の会員になることができるのは、嶺町小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる 第6条 2、この会によるまませ、よる屋を提出する。	
第6条 本会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。		青字部分削除

■第6章 ポランティアセンター スタッフ・会見監査

	改正前		改正後	改正点
	第6章 役員·会計監査·顧問·専門委員		第6章 ボランティアセンタースタッフ・会計監査	表現 青字部分削除
		第7条	本会にボランティアセンターをおく。 ボランティアセンターは、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるようつとめる。必要に 応じてボランティアセンター会議を開き、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の会務につ いて話し合う。	赤字部分追加
	本会の役員は、次のとおりとする。		本会のボランティアセンタースタッフは、次のとおりとする。	条、表現
	会 長 1名(保護者)		団 長 1名(保護者)	表現
	副会長 3名(保護者2名・副校長)		副団長 3名(保護者2名・副校長)	表現
// J		** 0 A	WEB管理人 1名(保護者)	新規追加
第7条		第8条	コーディネーター 複数名(保護者)	新規追加
	なお、役員の人数は、諸事情に応じて、増やすことができる。		1. 団長を除くスタッフの人数は諸事情に応じて、増減することができる。	表現
			2. スタッフは、会計監査を兼ねることはできない。	新規追加

the n n n tax About n , and t make the state had				
改正前	改正後	改正点		
第8条 本会に2名の会計監査をおく。 第9条 会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会および決算予算書 報告をする。	本会に会計監査を2名おく。 員会で監査 会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会および <mark>運営委員会</mark> で監査報告	条統合、変更告をする。		
第9条 役員、会計監査の任務は次のとおりとする。 1. 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会会を招集する。また、役員会の議長となる。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には会長代理をつとめ	センター会議を招集する。	表現		
3. 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事な本会の活動に関する事項を記録保管すると共に、本会の庶務を行 5. 役員は、すべての会合に出席して意見を述べることができる。	びに 4. 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事ならびにする 関する事項を記録保管する。また、広報に関する活動を行う。 6. コーディネーターは、ボランティア活動の相談・支援を行う。 7. スタッフは、すべての会合に出席して意見を述べることができる。	本会の活動に 青字部分削除 赤字部分追加 新規追加 表現		
第10条 会長の任期は1年とし、再任は2回限りとする。その他の役員、会計監 1年とし、再選は差し支えない。	での任期は <mark>第11条 団長</mark> の任期は1年とし、再任は2回限りとする。その他のスタッフ、会計監査の 年とし、再任は差し支えない。	の任期は1 表現		
第11条 の任期は残任期間とする。	スタッフおよび会計監査は、会員からの推薦等によりボランティアセンターが受けただし、そ ************************************	去 字部公泊加		
第12条 本会は、顧問をおくことができる。		条削除		
第13条 本会に、専門委員をおく。		条削除		

■第7章 会 議

■ 弗 / -				
	改正前		改正後	改正点
	総会は、本会の最高議決機関で、定期総会および臨時総会とし、定期総会は 年1回年度はじめに開き、次の事項を決定する。		総会は、本会の最高議決機関で、定期総会および臨時総会とし、 <mark>定期総会は前期(1学期)と後期(3学期)に開き、</mark> 次の事項を決定する。	変更
			3. ボランティアセンタースタッフの承認	追加
第15条	総会は、世帯数の5分の1以上の出席で成立し(委任状による出席者を含む)、 議決は出席者の過半数による。議決権は、一世帯一票とする。なお、委任状 による出席の場合、その受任者は会員でなければならない。	第14条	総会は、世帯数の5分の1以上の出席で成立し(委任状による出席者を含む)、議決は出席者の過半数による。議決権は、保護者1世帯 <mark>および教職員1名につき1</mark> 票とする。なお、委任 状による出席の場合、その受任者は会員でなければならない。	赤字部分追加
	1. 次年度の役員および会計監査の承認と決定のために、臨時総会を開く。			削除
第16条	2. 運営委員会が必要と認めた場合、または、世帯数の5分の1以上の要求が あった場合には、会長は臨時総会を招集する。		運営委員会が必要と認めた場合、または、世帯数の5分の1以上の要求があった場合には、 団長は臨時総会を招集する。	表現
第17条	総会の議長は、会長または会長が会員から推薦するものとする。	第16条	総会の議長は、団長または団長が会員から推薦するものとする。	表現
-1-	第2節 運営委員会		第 2 節 運営委員会	
	1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。			削除
	2. 運営委員会は、役員、校長、副校長ならびに、各専門委員会の委員長・ 副委員長をもって構成する。		1. 運営委員会は、ボランティアセンタースタッフ、校長、副校長をもって構成する。	表現 青字部分削除
	3. 運営委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 また、会員は運営委員会に出席して意見を述べることができる。	第17条	2. 運営委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 また、会計監査、会員(保護者、教職員)は運営委員会に出席し、報告や意見を述べることができる。 る。	赤字部分追加
第20条	3. 活動計画の実施にあたって、役員会および各専門委員会より提案された 事項について決定する。	第19条	3. 活動計画の実施にあたって、 <mark>ボランティアセンターや会</mark> 員より提案された事項につい て決定する。	表現 赤字部分追加 青字部分削除

改正前		改正後	改正点
4. 各専門委員会相互の連絡と調整を円滑にし、活動を援助する。			削除
5. 決算予算委員会において予算・決算を審議する。		4. 総会に提出する議案・予算案・決算案を審議する。	統合 青字部分削除
6. 総会に提出する議案を審議する。 7. 次に該当する高額物品購入時の審議を行う。		5. 次に該当する高額物品購入時の審議を行う。	赤字部分変更 赤字部分変更
8. PTA活動に著しい貢献をした会員および団体を推薦し、適宜の方法で顕彰 することができる。			削除
第3節 役員会		•	削除
第21条 役員会は、必要に応じて開かれ、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の 重要会務について話し合う。	第7条	本会にボランティアセンターをおく。 ボランティアセンターは、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるようつとめる。 必要に応じてボランティアセンター会議を開き、本会の運営方針、議案、企画および予算案 等の会務について話し合う。	変更
1. 役員会は、運営委員会を開く余裕のないとき、緊急事項を処理することができる。ただし、この場合は、次期運営委員会でその承認を求めるものとする。 2. 役員会は、必要に応じて会員の出席を求めることができる。			削除
:2. 投資会は、必要に応じて会員の山席を水のることができる。 第4節 専門委員会		:	削除
第5節 学校			削除
第25条:校長および副校長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。			条削除

■第8章 会 計

	改正後	改正点
第26条 本会の経費は、会費・活動収益およびその他の収入をもって支弁する。	第20条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって支弁する。	青字削除
第27条 本会の会費は、一世帯あたり <mark>月額300円</mark> とする。また教職員も1人あたり <mark>月額300円</mark> とする	1 2,400円(月額200円)とする	金額変更
本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、当初 第28条 予算に過不足が生じた場合、運営委員会にはかり処理することができる。	第22条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不 足が生じた場合、運営委員会にはかり処理することができる。	条変更
第29条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。	第23条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。	条変更
第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。	第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。	条変更

付則

改正前		改正後	改正点
	第3条	文書の保存は原則5年間とする。ただし、重要な文書についてはその限りではない。	新規追加
本規約は、平成13年4月 1日より実施する。 本規約は、平成18年5月20日より一部改正実施する。 本規約は、平成21年3月10日より一部改正実施する。 本規約は、平成24年4月 1日より全面改正実施する。		本規約は平成27年2月14日より実施する。	赤字に変更
橫町小学校PTA組織図			しおりの前半に 記載のため削 除

PTO規定細則

改正前	改正後	
推薦委員会に関する規定	スタップのよび会計監査は、会員からの推薦寺によりホブファイチセンターが候補名を選考 第19条 一 総会において決定する。	青字規定廃止 規約に新規追 加

■会員および児童に関する弔慰規定

	改正前		改正後	改正点
笋1冬	3. ②配偶者・両親および子供の場合	笋1冬		赤字部分追加
カバネ	4. 弔電及び生花については任意とし、役員会の判断とする。	おっ木		表現
第2条	見舞い金については、次のとおりとする。			条削除
第3条	その他の事柄で、役員会が必要と認めた場合は、上記の規定に関わらず実施できるものとする。ただし、その場合は次期運営委員会において承認を得るものとする。 その他特別の事情のある場合は、役員会で協議決定するものとする。	第2条	その他の事柄で、ボランティアセンターが必要と認めた場合は、上記の規定に関わらず実施できるものとする。ただし、その場合は次期運営委員会において承認を得るものとする。 その他特別の事情のある場合は、ボランティアセンターで協議決定するものとする。	表現

■夢プロジェクトに関する規定

改正前	改正後	改正点
特別委員会に関する規定 卒業対策委員会に関する規定		青字規定廃止 赤字規定へ統 合
	夢プロジェクトとは、継続を前提としない行事または活動で、企画・運営の意思がある会員 第1条 の協力で起案・実施することができる。 本会の規約の「方針」と「活動」を遵守するものとする。	新規追加
	第2条 企画・立案にあたっては、活動・予算計画書をボランティアセンターに提出し、学校と実施の是非について相談する。	新規追加
	第3条 会計は、運営委員会にて協議し、収支を報告する。	新規追加
	第4条	新規追加
	第5条 各学年単位の活動は、当該学年の保護者、教職員の中からメンバーを構成する。会計は、独 自に当該学年保護者宛にも報告する。	新規追加

■サークルに関する規定

改正前		改正点
第1条 同好会は、会員相互の親睦をはかることを目的とする活動を行う。	第1条 歩1条 歩1をはかることを目的とし、営利目的の活動は行わないものとする。	表現
第2条 サークルを新たに設ける場合は、役員会を通じて運営委員会に申請し、承認を得るものとする。	第2条 サークルを新たに設ける場合は、ボランティアセンターを通じて運営委員会に申請し、承認 第2条 を得るものとする。	表現
第3条 2. サークルの要請に応じて役員会で協議し、上限を設けて助成金を支給する	第3条 する。	表現

■個人情報保護に関する規定

改正前	改正後	改正点
	第1条 「嶺町小学校PTO個人情報保護方針」および「インターネット利用(ホームページ、メール)ガイドライン」にそって活動を行う。	新規追加
	個人情報データついては、以下の場合を除きPTO会員本人の同意なく第三者に提供および 販売することを禁止する。	新規追加